

宮崎県立看護大学教務委員会規程

平成29年4月1日
規程第25号

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）に、宮崎県立看護大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育課程の編成についての基本事項に関すること。
- (2) 授業科目の履修についての連絡調整に関すること。
- (3) 単位制に関すること。
- (4) 学業成績の評価に関すること。
- (5) 進級及び卒業認定の制度に関すること。
- (6) その他教務に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 普遍科目を担当する教員の中から学長が指名する者 1名
- (2) 専門基礎科目を担当する教員の中から学長が指名する者 1名
- (3) 学部長及び専門科目を担当する教員の中から学長が指名する者 4名
- (4) 本学の職員の中から学長が指名する者
- (5) その他学長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に専門的事項を調査検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、別に定める場合を除き、次に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員の中から互選された者
 - (2) 本学の専任教員の中から委員会が指名する者
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長の選任については別に定める。
- 4 専門部会は、調査検討した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。